

JISQ15001:2017 対応文書変更サービス利用規約

第1条 (利用規約の適用)

本利用規約は、株式会社アイマネジメント（以下「弊社」という。）が提供する JIS Q 15001:2017 対応文書変更サービス（以下「本サービス」といいます。）を利用する申込契約者（以下「契約者」という。）に対して適用します。

第2条 (約款の変更)

弊社は、契約者の了承を得ることなくこの約款を変更する事があり、契約者はこれを承諾します。約款を変更する場合、弊社は、当該変更により影響をうけることになる契約者に対し、弊社が提供する手段を通じて、その内容を通知します。

第3条 (サービスの内容)

弊社が提供する本サービスは、弊社が定めた仕様による、次に掲げる事項に係るものとします。

- (1) 契約者が運用中の JIS Q 15001:2006 対応の個人情報保護マネジメントシステム文書を預かり、その内容をできるだけ残しつつ JIS Q 15001:2017 対応に更新する。
- (2) 作成した JIS Q 15001:2017 対応の個人情報保護マネジメントシステム文書の“JIS 適合性監査”を実施し、そのチェックリストを契約者に提出する。
- (3) 2017 対応に伴い変更すべき様式の修正ひな形を作成する。具体的には、個人情報を特定管理するための“個人情報取扱申請書”及び“個人情報管理台帳”、不適合の是正処置を記録するための“是正処置計画実施報告書”（様式名は仮）。

第4条(利用の申し込み)

本サービスの利用の申し込みは、弊社の指定する手続きに基づき、本約款を承認のうえ弊社に申し込みます。

第5条(申し込みの拒絶)

弊社は、次の各号に該当する場合には、本サービス利用の申し込みを承諾しないことがあります。または承諾後であっても承諾の取り消しを行う場合があります。

この場合において、当該拒絶があったときは、弊社は、契約申込者に対し、その旨を通知します。

- (1) 本サービスの提供が技術的に困難と思われるとき
- (2) 契約申込者が本サービス契約上の債務の支払いを怠るおそれがあるとき
- (3) 契約申込者が本サービスの申込書にことさら虚偽の事実を記載したとき
- (4) 契約申込者が弊社又は本サービスの信用を毀損するおそれがある態様で本サービスを利用するおそれがあるとき
- (5) その他、弊社が不相当と判断したとき。

第 6 条（機密保持義務）

弊社は、本業務の遂行のために契約者から提供された JIS Q 15001:2006 対応の個人情報保護マネジメントシステム文書、及びあらかじめ秘密である旨を表示（口頭を含む）して提供した資料、電磁的記録媒体その他の媒体（以下「資料等」）に含まれる技術上、営業その他業務上の情報（以下「機密情報」という）について秘密を保持し、これを公表または漏洩しません。ただし、裁判所、警察、監督官庁等による法律上強制力のある要求または命令等なされた場合にはこの限りではありません。

本条の規定は、本契約終了後も有効に存続しますが、廃棄したことを示すことによって本条の規定を終了することができます。

第 7 条（著作権）

本業務履行過程で生じた納入成果物に対し、著作権法第 27 条及び 28 条に定める権利を含むすべての著作権は契約者に帰属します。ただし、弊社は、本業務履行過程で生じた著作物またはノウハウを自ら使用することができます。なお、弊社は契約者に対し、納入成果物に関する一切の著作権者人格権を行使しないこととします。

第 8 条（完了）

弊社は、契約者からあらかじめ指定された期日までに、契約者に完成文書を送付することにより業務を完了するものとし、契約者はこれを承諾するものとします。基本的に、契約者から弊社が JIS Q 15001:2006 対応の個人情報保護マネジメントシステム文書を受領した日から、3 週間以内に完成文書を送付します。但し、年末年始については別途協議させていただきます。また、何らかの諸事情があり、契約者にその旨を通知した場合はこの限りではありません。

第 9 条（瑕疵の責任）

業務完了日以後、本業務に対し重大な瑕疵が発見されたとき、弊社は直ちに、無償で必要な業務（以下「無償保証」という）を行います。ただし、完了承諾後、本業務に対し独自に契約者が行った追加、変更、修正等にかかわる瑕疵について、弊社は無償保証をいたしません。

無償保証の期間は、業務完了日から起算して 60 日間とします。

第 10 条（損害賠償）

弊社及び契約者は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他の請求原因にかかわらず、相手方の本契約不履行により自己が損害を被ったとき、相手方に対し、本契約に基づく委託料金に相当する額を限度額とした損害賠償の額に基づき損害賠償を請求できるものとします。

第 11 条(解除等)

弊社及び契約者は、相手方が次の各号の一に該当した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除できるものとします。

- (1) 支払停止または支払不能となったとき
- (2) 差押え、仮差押え若しくは仮処分があったとき、または競売の申立があったとき
- (3) 破産、会社整理開始、会社更生法手続開始または民事再生手続開始の申立があったとき
- (4) 解散または営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
- (5) 本契約に違反し、当該違反に関する書面、電子メールまたは口頭による催告を受領した後 14 日以内にこれを是正しないとき

第 12 条（権利義務の譲渡制限）

弊社及び契約者は、本契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、承継させてはなりません。ただし、相手方の書面による承諾を得た場合はこの限りではありません。

第 13 条(管轄裁判所)

本契約に関する一切の紛争については、弊社所在地の所管する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとします。

第 14 条(協議)

本契約に定めのない事項その他本契約の条項に関し疑義を生じたときは、弊社及び契約者協議のうえ円満に解決をはかるものとします。

以上